

住宅ローンを考えはじめたら、
補償のことも考えましょう。



9大疾病になったら
住宅ローン残高が0円に。

きちんと
備えたい!

9大 疾病補償付 住宅ローン

ご存じでしたか?

30歳以上の男性の死亡原因の
約2人に1人が9大疾病

※厚生労働省「人口動態調査」2014年より作成 期間:2014年1~12月
※男性30代以上を対象としております。

全額
返済



10年
固定

年1.20%

原則、保証料不要

平成29年4月1日現在

まずはお気軽に窓口までご相談ください。

電話での
ご相談は

本所 0996-52-3585
川内総合 0996-27-0132
伊佐総合 0995-24-2613

ホーム
ページは
こちら

JA北さつま

検索

9大疾病補償付住宅ローン

対象商品	「JA住宅ローン」・「JA住宅ローン100%応援型」・「JA住宅ローン借換応援型」・「JA住宅ローン給与所得者用」・「JA住宅ローン(新築・購入コース)」・「JA住宅ローン(借換コース)」	
資金使途	●ご本人またはご家族が常時居住するための住宅および土地を対象とし、次のいずれかに該当する場合とします。 ●以下のローン以外にも、住宅関連資金でご利用いただける商品もご用意しております。詳しくは、JA窓口までお問い合わせください。	
	「JA住宅ローン」	①住宅の新築 ②土地の購入(5年以内に新築し、居住する予定があること) ③新築住宅の購入(土地付住宅および分譲マンションを含む) ④中古住宅の購入(土地付住宅および分譲マンションを含む) ⑤住宅の増改築・改装・補修
	「JA住宅ローン100%応援型」	①住宅の新築 ②新築住宅の購入(土地付住宅および分譲マンションを含む) ③中古住宅の購入(土地付住宅および分譲マンションを含む) ④住宅の増改築・改装・補修
	「JA住宅ローン借換応援型」	①現在、他金融機関からお借入中の住宅資金のお借換資金とお借換に伴う諸費用 ②お借換とあわせて増改築・改装・補修のための費用
	「JA住宅ローン給与所得者用」	①住宅の新築 ②土地の購入(5年以内に新築し、居住する予定があること) ③新築住宅の購入(土地付住宅および分譲マンションを含む) ④中古住宅の購入(土地付住宅および分譲マンションを含む) ⑤住宅の増改築・改装・補修
	「JA住宅ローン(新築・購入コース)」	①住宅の新築 ②土地の購入(2年以内に新築し、居住する予定があること) ③新築住宅の購入(土地付住宅および分譲マンションを含む) ④中古住宅の購入(土地付住宅および分譲マンションを含む) ⑤住宅の増改築・改装・補修
	「JA住宅ローン(借換コース)」	①現在、他金融機関からお借入中の住宅資金のお借換資金とお借換に伴う諸費用 ②お借換とあわせて増改築・改装・補修のための費用
借入金額	●以下の金額は目安となっております。詳しくは、JA窓口までお問い合わせください。 「JA住宅ローン」 「JA住宅ローン100%応援型」 「JA住宅ローン給与所得者用」 「JA住宅ローン(新築・購入コース)」 「JA住宅ローン(借換コース)」 ●10万円以上5,000万円以内とし、10万円単位とします。 「JA住宅ローン借換応援型」 ●10万円以上4,000万円以内とし、10万円単位とします。	
ご利用いただける方	●各商品ごとにお申込みの条件が異なりますので、詳しい商品内容はJA窓口までお問い合わせください。	
保証料	●原則、不要です。ただし審査によっては保証料が必要な場合がございます。保証料分割払方式の場合は、保証料率を含めた金利を設定いたします。	
ご融資利率	●当初10年：年1.2～1.6%	

付帯される保険についての概要

正式名称	団体特定疾病債務補償保険	
ご加入について	年齢	加入可能な加入時の年齢範囲は、20歳から50歳までとなります。
	告知	健康状態を「団体特定疾病債務補償保険 被保険者加入申込書兼告知書」で告知していただきます。告知の内容や共栄火災海上保険株式会社で保有する情報等によって、ご加入をお断りする場合がありますので、ご了承ください。
	医師の診査	借入金額が3,000万円を超える等の場合は、医師の診査を受けていただきます。 なお、健康診断結果表等の内容によっては、医師の診査に代えることができる場合があります。
	保険対象期間	保険対象期間の開始時は、資金受取時(資金を分割して受け取る場合には、初回資金受取時)となります。また、保険対象期間の終了日は債務を完済した日となりますが、それ以前に満80歳に達した場合は、その月の末日となります。
告知義務違反による解除	告知に際し、事実を告知されなかったり、事実でないことを告知されますと、保険金が支払われない等の不利益をこうむる場合がありますので、特にご注意ください。	
保険金の支払い	被保険者が保険対象期間内に次の①～④のいずれかに該当した場合、JAに保険金が支払われ、住宅ローンが全額返済されます。 ① 生まれて初めて悪性新生物(がん)(※)に罹患し、医師によって診断確定された場合 (保険対象期間の初日から起算して90日以内に悪性新生物(※)と診断確定された場合を除きます。) (※)「悪性新生物」には、「上皮内がん」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」は含まれません。 ② 急性心筋梗塞を発病し、それにより初めて医師の診療を受けた日以後60日以上継続して労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。)であったと医師によって診断された場合 ③ 脳卒中を発病し、それにより初めて医師の診療を受けた日以後60日以上継続して言語障害、運動失調または麻痺等の他覚的な神経学的後遺症があったと医師によって診断された場合 ④ 高血圧症、糖尿病、慢性膵炎、肝硬変、慢性腎不全またはウイルス肝炎を発病し、その疾病により被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態が、その状態となった日からその日を含めて365日以上継続した場合	
保険金が支払われない場合	①「団体特定疾病債務補償保険 被保険者加入申込書」に、告知日現在および過去の健康状態等について事実を告げなかったか、事実でないことを告げ契約が解除された場合(ただし、「保険金支払事由」と「解除の原因となった事実」との間に因果関係がないことを確認できた場合は、保険金をお支払いします。)②保険対象期間の初日から起算して90日以内に悪性新生物(がん)に罹患したと診断確定された場合③保険対象期間の開始前に急性心筋梗塞、脳卒中、高血圧症、慢性腎不全、慢性膵炎、肝硬変、糖尿病またはウイルス肝炎を発病した場合④被保険者に詐欺等の行為があった場合や保険金を詐取する目的で保険金支払事由を発生させた場合、被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険契約の全部または一部が取り消され、または解除された場合	
保険金支払事由に該当した場合の手続き	保険金支払事由に該当した日からその日を含めて30日以内にお借入れのJA窓口にご連絡ください。	

※1 上記はあくまで概要です。ご加入にあたっては、団体特定疾病債務補償保険に関する「重要事項のご説明」を必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。

※2 9大疾病補償保険(団体特定疾病債務補償保険)は、農林中央金庫を保険契約者、共栄火災海上保険株式会社を引受保険会社、農林中央金庫の会員であるJAと住宅ローンの金銭消費貸借契約を締結するローン債務者を被保険者とする保険(団体契約)であり、共済ではありません。